

# 「情報公開文書」

受付番号：2017-4-030

課題名：肺疾患をモデルとした前向きゲノムコホート：遺伝子と環境の相互作用の解析

研究責任者：東北大学医学系研究科・教授・山本 雅之

## 1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画コホート調査の一次調査に参加された方の中で、当研究に賛同する方

## 2. 研究目的・方法

高齢化社会において有病率が急上昇する疾病は、遺伝的、環境的要因が複合的に発症に作用する多因子疾患である。これら多因子疾患の発症機構には遺伝的素因も大きいことが過去の研究からも示唆されている。有病率の高い高血圧症等に次いで、慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease : COPD）でも遺伝的素因が影響することも報告されており、その発症率は年代とともに増大する。

東北メディカル・メガバンク計画（以下、計画）では、多因子疾患発症リスクの高い年代中心の前向きゲノムコホートを構築しており、すでに15万人超の参加を得ている。現在まで、計約2万人のゲノム多型情報取得と遺伝子型推定を実施し、健常人集団ゲノム情報データベースを構築し、これらをコホート情報や基本生理検査情報と統合する統合データベースを構築中である。

今回、呼気凝縮液を用いたオミックス解析を行う。方法は非侵襲に5～7分間の安静呼吸時の呼気の凝縮液を1ml収集する。凝縮液中の代謝物を測定し、コホート情報や基本生理検査情報、メガバンク計画で解析したゲノム・オミックス情報との関連を解析する。

研究期間：2017年6月～2022年3月

## 3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：呼気凝縮液（今回採取）

情報：生年月日、ゲノム・オミックス解析情報、血液生化学情報、既往歴、生理学的検査（推定中心血圧、呼吸機能検査、頸部エコー検査、口腔内検査）等

## 4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 5. 関係研究組織

該当なし

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先：

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域支援仙台センター  
〒980-8573  
仙台市青葉区星陵町二番一号  
TEL 022-273-6210  
センター長 布施昇男  
副センター長 清水律子

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 ゲノム解析部門  
〒980-8573  
仙台市青葉区星陵町二番一号  
TEL 022-273-6210  
センター長 布施昇男

※東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合